



## 保税制度の変遷

外国から輸入される貨物や輸出される貨物は、はじめに「保税地域」と呼ばれる場所に搬入され、そこで輸出入手続等を行うことで初めて国内への流通や外国への輸出が可能となります。

保税地域には、外国貨物の積卸し・保管ができる「保税蔵置場」や、加工・製造ができる「保税工場」など、様々な種類があります。

保税制度の始まりは、開国当初の慶応2(1866)年に江戸幕府が定めた「借庫規則」まで遡るといわれ、税関の歴史と共に現在まで歩んできました。

税関150年の歴史の中で、保税制度も時代に応じて変遷を遂げてきました。ここでは、今に繋がるこの50年間の動きについて、その一部をご紹介します。

### — 万国博覧会の開催 (1970年頃)

昭和45(1970)年、戦後の日本経済が回復し、貿易の自由化が進む中で、アジアで初となる万国博覧会が大阪で開催されることとなりました。万国博覧会では出展国が展示品や展示館の建設資材を開催国に持ち込みますが、これらは博覧会終了後に外国に持ち出されるため、関税や消費税を免除することが国際条約で定められています。

日本では、この国際条約に対応するため、昭和42(1967)年、新たな保税地域として「保税展示場」の制度が導入されました。これにより、外国から持ち込まれた貨物を保税状態(関税等の支払いが留保された状態)のままにして、展示や施設の建設ができるようになりました。

昭和48(1973)年には、国際博覧会以外の博覧会まで保税展示場制度の対象が拡大され、今日では東京モーターショーのような見本市も保税展示場を利用して開催されるようになりました。

### — 貿易摩擦と輸入促進 (1990年頃)

1990年代になると、貿易摩擦の解消のために輸入を促進する必要があったことから、輸入関連の事業・施設を集めた地域「輸入促進地域(フォーリン・アクセス・ゾーン:FAZ)」が港湾・空港の周辺に設けられました。

この輸入促進地域のメリットを後押しするために、外国貨物の蔵置、加工、展示といった保税蔵置場、保税工場、保税展示場の機能を総合的に活用できる新たな保税地域として、平成4(1992)年「総合保税地域」の制度が導入されました。その後、米国の貿易赤字の対日本比率が減少(1991年:65%→2000年:19%)し、当初の目的が達成されたことなどから、平成18(2006)年に輸入促進地域は廃止されましたが、FAZという言葉が名称に残る総合保税地域があるなど、今もFAZの制度の面影が残っています。

総合保税地域を活用している例として、平成17(2005)年に開港した中部国際空港もあり、空港島一帯が総合保税地域となっています。ここでは、輸出入貨物の管理や保税売店(保税蔵置場)、機内食の加工(保税工場)などが行われているほか、常設としては国内唯一の保税展示場として利用されています。



中部国際空港 (2009年)  
(提供: 中部国際空港株式会社)



横浜赤レンガ倉庫は、税関の保税倉庫として明治末期から大正初期に建設され、現在は文化・商業施設などに生まれ変わり、観光スポットとなっています。



「保税工場」として許可を受けた工場は、外国から原料を搬入し、製品に加工して外国に再度送り出すことができ、加工貿易の振興に役立っています。



港に設置されているコンテナヤードも、「指定保税地域」とよばれる保税地域の一つであり、海上物流の効率化に大きく貢献しています。



## 保税制度の変遷

意外に知らない  
身近なところにある  
「保税」

2005年日本国際博覧会(愛・地球博)(保税展示場)(一般財団法人地球産業文化研究所提供)

### — インバウンドの促進 (2010年頃)

2010年代に入ると、訪日外国人旅行者数が大きく伸び、平成27(2015)年には約1,974万人と平成12(2000)年の4倍以上に増え、訪日外国人の旅行消費総額も増加していききました。

空港の出国エリアでは、免税店で海外のブランド品やお酒などが販売されていますが、こういった免税店は「保税売店」と呼ばれる保税蔵置場であり、商品は保税状態で店舗に置かれ、購入した旅客がそのまま海外に持ち出すことから、非課税で商品を購入できる仕組みとなっています。

こうした仕組みのため、保税売店は基本的に空港の出国エリアにあります。しかし、訪日旅客の消費需要が拡大する中、国内観光中にじっくりと免税店で買い物することができるように、平成28(2016)年に東京・銀座に市中保税売店がオープンしました。これは、市中で購入した品物を出国時に空港の出国エリアで受け取る仕組みとなっており、空港にある保税売店と同様に日本から出国する人であれば誰でも利用が可能です。

このほか、平成29(2017)年には入国旅客の利便性の向上のため、空港の入国エリアで入国旅客向けに販売を行う到着時免税店も登場しました。



市中保税売店 (Japan Duty Free Ginza)  
(提供: 日本デューティー・フリー・ショップ協会)

### — 国際的なアートイベントの開催 (2020年頃)

近年では、保税地域に置かれている間は関税等の支払いが留保される特長を活かし、保税地域を新たなビジネスなどに活用する動きもあります。令和3(2021)年10月には羽田空港の保税蔵置場でアートオークションが開催され、外国から持ち込まれた保税状態の美術品の下見会や入札が行われました。



羽田空港で開催されたオークション  
(提供: 日本空港ビルディング株式会社)

ここで取り上げたのは一部となりますが、保税地域は時代の要請や状況によって新たな種類が誕生するなど、長い歴史の中で様々な活用されてきました。今後も時代の変化により、新たな使い方が現れるのかもしれませんが。